

みなべ町キャッシュレス決済導入業務における  
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 7 月

みなべ町 住民福祉課

## 1. 適用範囲

この要領は、公募型プロポーザル方式により「みなべ町キャッシュレス決済導入業務」（以下「本業務」という。）の受託者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

### 業務の目的

みなべ町では役場窓口における各種証明書等の発行手数料は現金でのみ収納している。また発行集計をアナログレジから出力されるレシートを参照しながら行っている。直接現金の授受を避け、キャッシュレス決済を導入することは住民サービス向上を得るものである。

これらの事務処理の効率化を図ることを目的にキャッシュレス決済の導入を行う。

- (1) 業務名： みなべ町キャッシュレス決済導入業務
- (2) 業務内容： 別添「キャッシュレス決済導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 業務期間： 契約締結の翌日から令和8年12月28日まで
- (4) 提案限度額
  - ①キャッシュレス決済端末機器等導入に係る費用 金 1,405千円（消費税込み）
  - ②利用料・保守運用費用等の月額費用 金 31千円（消費税込み）※決済手数料は含まない。
- (5) その他： 本業務において、主たる部分の再委託は認めない。

## 3. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本町から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (4) 参加申込書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、町暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (5) ISMS（ISO27001：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得、又はプライバシーマークの付与を受けていること。または、機密保持に関する社内規定等を整備していること。
- (6) 本業務は、複数の事業者による共同提案を可能とする。この場合以下の要件を満たすこと。
  - ① 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本町への質疑や書類提出は、代表事業者が行うこと。

② 構成事業者全てが、法人格を有していること。

③ 構成事業者全てが、(1)～(5)の参加資格を満たしていること。

(7) 公告日において、平成28年度から令和7年度までの間に、国または地方公共団体において本業務と同様の実績を1件以上有していること。

(共同提案の場合は、構成事業者のうち1者以上が導入及び運用実績を有すること。)

※業務実績については、和歌山県下の実績を優先して記載すること。

#### 4. 参加申し込みと選考スケジュール

|                   |                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公募開始              | 令和8年7月14日(火)                                                                                                                                                                                      |
| 参加申込書等提出          | 受付期間：令和8年7月14日(火) 午前8時30分から<br>令和8年7月28日(火) 午後5時まで<br><br>提出方法：(様式1)～(様式3)に必要事項を記入し、持参又は郵送で住民福祉課へ提出すること。(郵送の場合は書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能で必着とする。)<br><br>※参加資格の確認を行い、令和8年7月31日(金)までに確認の結果を電子メールで通知します。 |
| 質問の受付             | 令和8年7月14日(火) から令和8年7月21日(火) 正午まで<br>メールにて質問書(様式4)をお送りください。<br>jyumin@town.minabe.lg.jp<br>※メール以外(電話等)による質問には回答いたしません。<br>令和8年7月24日(金)までに、町ホームページ上に質問及び回答を掲載します。                                   |
| 企画提案書等の提出について     | 令和8年7月31日(金) から令和8年8月12日(水) までの午前9時から午後5時までに持参又は郵送で提出すること。(郵送の場合は書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能で必着とする)                                                                                                     |
| プレゼンテーション審査(書類審査) | 令和8年8月21日(金)にプレゼンテーション審査の予定です。<br>プレゼンテーションの概要は、企画提案書の内容の説明及び審査員による質疑応答とし、追加資料の配布等は認めません。<br>ただし、機器の実機を持ち込んでの提案は可能とします。<br>持ち時間は1時間以内とします。<br>プレゼンテーションの順番は住民福祉課が行うくじで決定しま                        |

|      |                               |
|------|-------------------------------|
|      | す。開始時間等の詳細は改めてお知らせします。        |
| 結果通知 | 令和8年8月27日（木）までに電子メールにて通知する予定。 |
| 契約締結 | 令和8年9月上旬に契約締結の予定。             |

## 5. 参加申込時提出

以下の書類を提出すること。

### （1）提出書類（提出部数は正本1部）

- ① 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）
- ④ 登記事項証明書（写し可）
- ⑤ 直近1年の事業年度における財務諸表
- ⑥ 印鑑証明書（写し可）
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

※④～⑦については、みなべ町競争入札参加資格を有するものは省略可。

### （2）作成上の留意点

- ① 様式2及び様式3について、1枚に収まらない場合は、複写し使用するものとする。
- ② 3. 参加資格要件(7)に定める業務実績について、最大3件までとし（様式3）にそれぞれ記載する。

## 6. 企画提案書等の提出

以下の書類を提出すること。

### （1）提出書類

- ① 企画提案書                      （任意様式）      （提出部数は正本1部、副本5部）
- ② 見積書                           （任意様式）      （提出部数は正本1部、副本5部）

### （2）企画提案書には、以下の内容を記載し提出すること。

- （1）業務の実施方針（業務の目的、内容、適用基準、品質確保）
- （2）実施体制
- （3）工程計画
- （4）保守内容
- （5）その他(POSレジや決済端末の製品情報等)

### (3) 見積書（任意様式）

- 見積書は任意様式とするが、仕様書に記載する内容及び項目と一致させること。
- 導入に係る経費（イニシャルコスト）とシステム利用料、機器保守に係る経費（ランニングコスト）の2種類の見積書を提出すること。尚、ランニングコストは必要な項目ごとに月額費用を記載すること。

※ ランニングコストに決済手数料は含めない。

※ 提案限度額を超える見積書は無効とする。

### (4) 作成上の留意点

- ① 企画提案書は、A4版、用紙縦書き、横書き片面印刷、左綴じで製本するものとし必ずページ数を記載すること。
- ② 企画提案書は、表紙、目次を除き片面印刷5枚以内で簡潔に記載すること。
- ③ 文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。ただし、図表等はこの限りではない。
- ④ 企画提案書及び見積書の表紙のみ、提案書に関する連絡先として、会社名、所属部署担当者名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
- ⑤ その他、企画提案書及び見積書において、副本のみ会社を特定できる内容は記載しないこと。

## 7. 評価基準

企画提案書とプレゼンテーションにより、庁内に設置する選定委員会において審査し、最高得点の者を契約の相手方として特定する。

ただし、最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。  
また、提案者が1者の場合でも、最低水準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

## 8. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案限度額を越えている場合
- (5) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

## 9. その他注意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用のすべては参加者の負担とする。
- (2) 契約の締結後、本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、地方自

治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

- (3) 参加申込書の提出後、参加を途中で取りやめる場合は、辞退届を提出するものとする。
- (4) 応募者が1者での場合でも、審査基準に照らして選定委員会において総合的に評価を行う。
- (5) 提出された書類等については、提出後の差替え、変更、削除等は認めない。また、提出された書類について、参加者に返還しない。

【問い合わせ先(提出先)】

〒645-0002

和歌山県日高郡みなべ町芝742番地

みなべ町役場 住民福祉課 担当 泰地

電話番号：0739-72-2161

メールアドレス：jyumin@town.minabe.lg.jp